

Nara Women's University

平城京左京「十条」条坊の位置づけをめぐって-条里との関係および羅城門造営年代の再検討-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 奈良女子大学21世紀COEプログラム 公開日: 2011-04-21 キーワード (Ja): 京南辺条条理, 十条, 大和統一条里, 平城京, 羅城門 キーワード (En): 作成者: 小澤, 毅 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/2726

平城京左京「十条」条坊の位置づけをめぐって

— 条里との関係および羅城門造営年代の再検討 —

小澤 毅

1. 問題の所在

2005年度の大和郡山市教育委員会と元興寺文化財研究所による平城京左京「十条」条坊の発見と羅城の確認は、学界に大きな衝撃を与えた⁽¹⁾。それらが、平城京の姿を百年ぶりに書き換える発見と喧伝されたことは記憶に新しいが、その後、2007年6月には、両側に側溝をとまなう十条大路の遺構も確認された⁽²⁾。一方、ひとつ南の道路（十一条条間北小路⁽³⁾）想定位置には道路痕跡が認められず、条坊の広がりには十条大路を南限とする蓋然性が大きいことが判明している。

これらの調査成果が平城京の実態を解明するうえできわめて重要な資料であることは、あらためて強調するまでもないだろう。とりわけ、過去に想定されていなかった左京「十条」条坊の確認は特筆すべきものといえる。

ただし、調査機関とその担当者による発表や、それをめぐる報道の内容には、疑問とせざるをえない点も少なからず含まれているように感じられる。もとより、正式の調査報告はもちろん概報も未刊の現状では、詳細なデータに基づいた議論は不可能だが、以下、条里との関係および羅城門造営年代を中心に、現時点におけるいくつかの問題点をとりあげて論じることにした⁽⁴⁾。

まず、本稿に関係する部分について、調査を担当した山川均氏と佐藤亜聖氏による事実関係の整理と、それに基づく両氏の見解を、筆者なりに要約しておこう。

- A 平城京の南京極と考えられていた九条大路の南で、あらたに十条部分の条坊を検出した。その方位や規格は九条以北の条坊と共通し、大宝令大尺で設計されている。これらは、奈良時代初期に一連のものとして設定されたとみてよい。
- B 十条部分の建物の密度はひじょうに希薄である。かつ坪内を区画した一部を集約的に利用したようすがうかがえるが、建物規模は2間×2～4間と小さい。
- C 8世紀後半以降まで存続した東一坊大路東側溝を除き、道路側溝は人為的に埋められ、掘立柱建物の柱も多くが抜き取られている。それらの埋土から出土する遺物は、柱掘方に含まれる遺物と同様、平城宮土器Ⅰ～Ⅱ⁽⁵⁾に該当し、十条部分の条坊は、730年頃までの比較的短期間のうちに、人為的に破壊されたと判断される。
- D 十条の条坊は、現在の京南辺条条里（京南特殊条里）と京南路東条里（一般条里）によって覆われている。この部分の条坊が廃絶したのち、1坊を5分割した京南辺条条里が施工され、さらに、その南端にオーバーラップするかたちで一般条里が施工さ

れたものと考えられる。従来、その生成要因をめぐって種々の見解があった京南辺条里は、十条条坊の耕地化として理解でき、京南辺条里の南端の坪が約35mの南北幅しかないのは、遅れて一般条里が施工されたため、それより南の地割が消滅した結果とみられる。

E 九条大路推定地の南側で、羅城と考えられる東西方向の2条の掘立柱列を検出した。瓦葺の（ただし軒瓦は用いない）木造建築と推定され、両側に濠をとまなう。左京側は、羅城門から東へ1坊分（約530m）の、東一坊大路東側溝の手前で終わり、それより東には続かない。都城前面（の中心付近）の莊嚴を目的としたもので、防衛的機能はきわめて弱い。

F 羅城の柱掘方が十条部分の東一坊大路西側溝の埋土を切っていることから、羅城の築造は后者の廃絶後に降る。羅城門周辺の発掘調査で出土した瓦の年代や、「羅城門」の史料上の初見が天平19年（747）であることとあわせて、750年前後に築造された可能性が大きい。

このうちのA～CおよびD～Fの事実関係については異論がない。疑問を感じるのは、D～Fの解釈を含む部分である。とくに、Dの条坊と条里との関係は問題が多いと思う。

左京「十条」条坊が、現在地上に残る2種類の条里の下に埋没していたことから、それらに先行するのは確実だとしても、これはあくまで現存条里との関係にすぎない。条坊施工以前に存在した条里を、条坊廃絶後に復旧した可能性をまったく捨象してよいのだろうか。2種類の条里の先後関係についても、別の解釈が成り立つのではないか。また、かりに今回の調査地における先後関係の判断が正しいとしても、一般条里の施工年代を全体に下降させる理由となりうるのか。

さらに、E・Fについても、羅城の構造がすべてにわたって同一であったという確証はない。はたして、その範囲を羅城門の東西各1坊分のみと断定できるのだろうか。また、羅城や羅城門の築造年代を750年近くまで引き下げる想定は本当に正しいのか。

以下、左京「十条」が通常の京城として設定されたのか、平城京が左右両京ともに十条の設計であったのかを含めて、上記の諸点を再検討してみよう。

2. 左京「十条」条坊と条里との関係

今回の一連の発表とそれをめぐる報道やコメントのなかで、筆者が一番問題だと感じたのは、過去に平城京条坊を復元する拠り所となってきた遺存地割と条里の関係がほとんど等閑視されている点である。平城京は、おそらく日本で最も発掘調査が進展している古代都城であろうが、その形態的研究は発掘調査だけに依拠してきたわけではない。発掘が始まるはるか以前から、条坊の遺存地割を手がかりとして、多くの研究が積み重ねられてきたのである。

第三圖 京城條坊及周圍斑田
條里制圖

備考 記入の洋數字は現今の小字の名稱を示す例へば1.2.3.等は一の坪、二の坪、三の坪等
11.13.15.16等は十一、十三、十五、十六等

斑田界 郡界

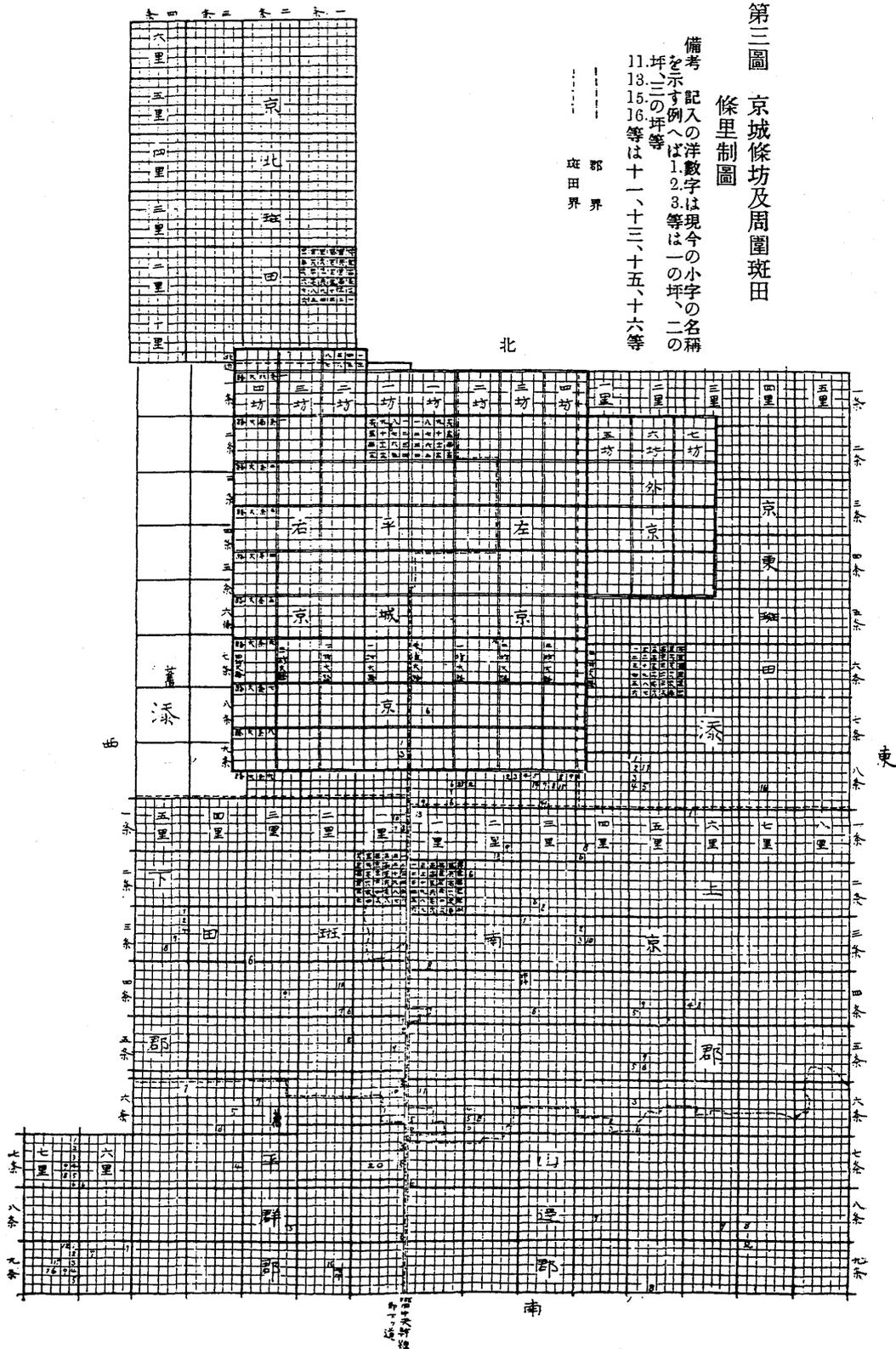


図1 平城京条坊とその周辺の条里

平城京条坊の遺存地割の外側には、条里地割が広がっている。逆に、平城京とその周辺の可耕地で条里地割が確認できないのは、基本的に、条坊の地割が遺存する範囲にかざられるとあってよい。従来の条坊復元が、発掘成果に加えて遺存地割に立脚しておこなわれ、条里が残る部分を京外と認識してきたのはこのためである。こうした経緯を考慮せずに、条里との関係を見殺しにした条坊論を展開したところで、説得力はもたないだろう。「十条」条坊を正しく位置づけるためには、それらの条里との関係についても整合性を図ることが不可欠なのである。

(1) 大和統一条里

周知のように、奈良盆地は、ほぼ全域にわたって正方位に近い統一的な条里（大和統一条里⁽⁶⁾）が施工され、その多くは今も水田畦畔などの地割として痕跡をとどめている。坪の辺長は、平均すると約109mである⁽⁷⁾。この条里は、盆地の北端に位置する平城京の周囲では、京の北西に広がる京北条里、東の京東条里、南の京南条里と、平城京により分断されたかたちで残る（図1・2）。

ただし、京東条里と京南条里は、明らかに連続した同一の地割体系に則っている。また、京南条里は、次に述べる京南辺条条里を除いて、下ツ道を境に路東条里と路西条里に分かれ、両者は数詞呼称のうえで1条と1町分のくいちがいがあるが（1町分のずれは路西八条までで解消され、以南は1条分のずれだけとなる）、地割自体は下ツ道の道路幅を除いて連続しており、さらに本来は京北条里とも一連のものであったことが、井上和人氏によって論証されている⁽⁸⁾（図2）。

これにより、従来、その施工時期をめぐってさまざまな議論があった大和統一条里だが、少なくともその設定は、平城京造営以前に溯ることが確実となった。つまり、平城京の造営によって分断され、それぞれが別個の条里として数詞呼称が付されることになるものの、本来は、一連の条里地割が平城京城およびその北・東・南に広がっていたのである。

(2) 京南辺条条里

ところが、その中であって、これとは坪の割り付けや呼称法を異にする特殊な条里が存在する⁽⁹⁾（図4～6）。それが今回「十条」条坊が確認された左京南辺の一带であり、注意したいのは、「十条」条坊施工範囲の大部分がこの特殊条里区に該当することである。なお、この地域は、光明皇太后の一周忌の齋会の翌日、天平宝字5年（761）6月8日の勅によって山階寺（興福寺）と法華寺に施入された計50町（山階寺40町、法華寺10町）の「京南田」の所在地であることが、岩本次郎氏により指摘されている⁽¹⁰⁾。以下、氏の主張に従い、本稿でもこれを、史料に見える「京南辺条」条里の名で呼ぶことにする⁽¹¹⁾。

なぜ、左京の南辺にだけ、大和統一条里と整合しない特殊な条里が存在するのか、という問題をめぐっては、過去に、先行する古条里とみる説を含めて、さまざまな議論があった。しかし、近年は、京南辺条条里区の東辺が平城京の東京極（東四坊大路）と一致する事実などから、区画自体は平城京の設定にともなって成立したという認識が有力となって

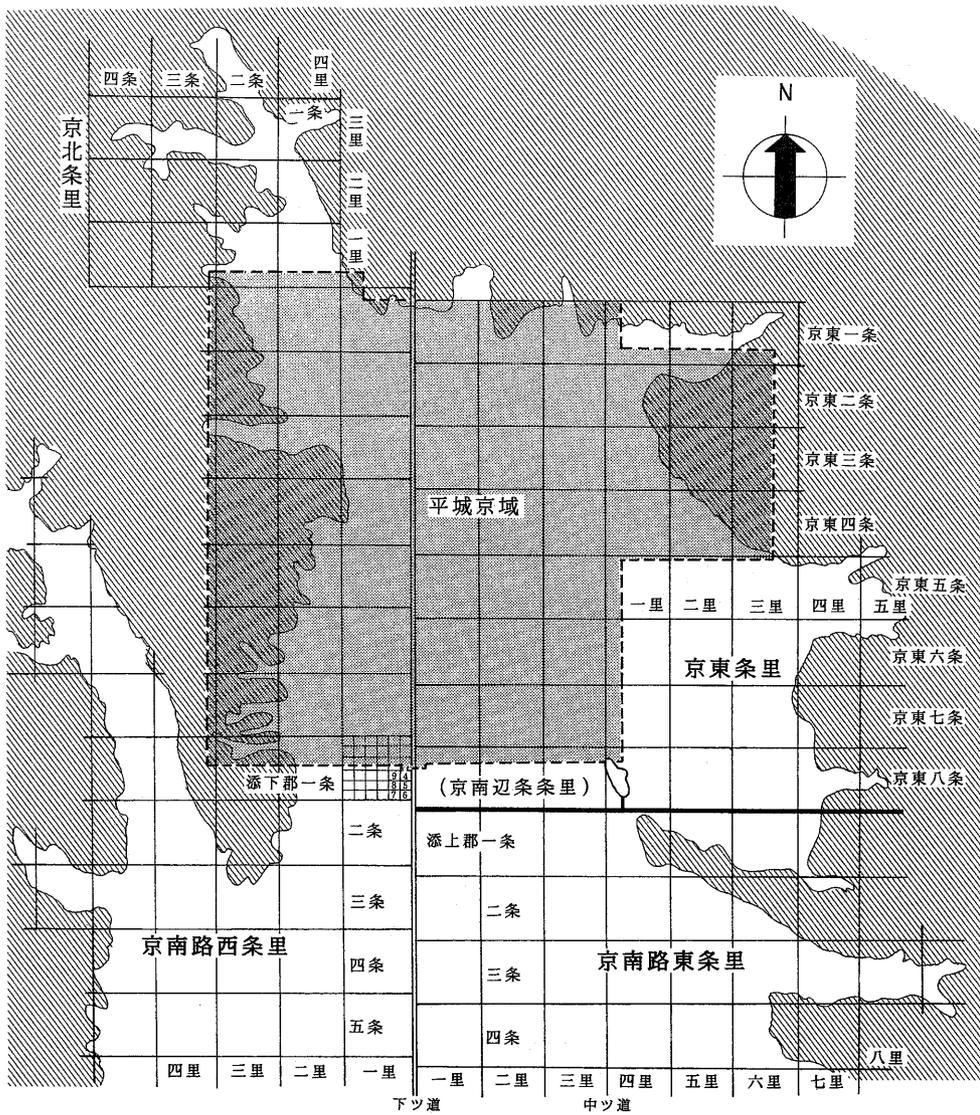
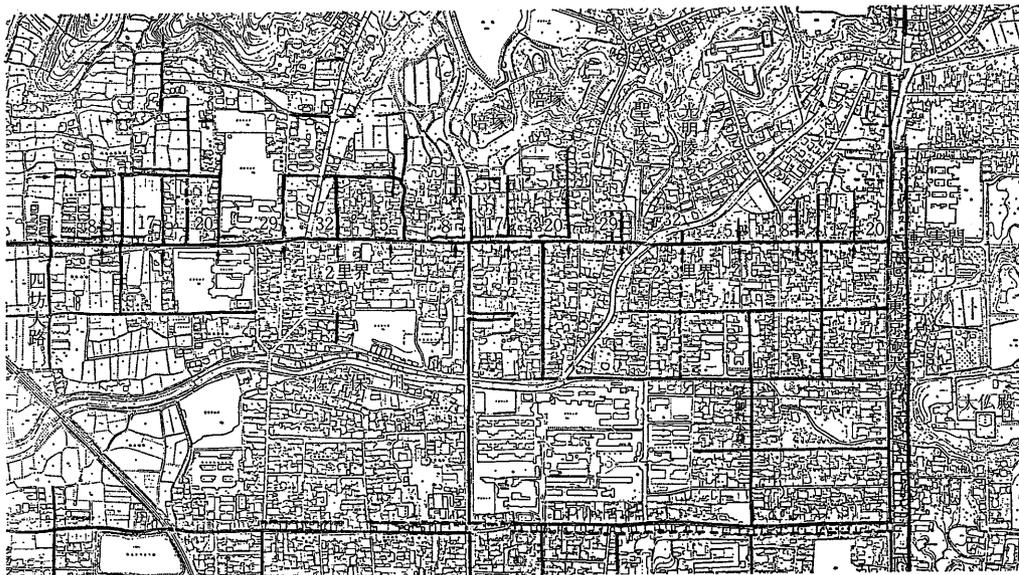


図2 平城京周辺の条里地割



太線は条均痕跡とみなされたもの、条里痕跡は細線、下に↑印を附す。数字は条里坪付。

図3 平城京外京北辺に残る条里地割

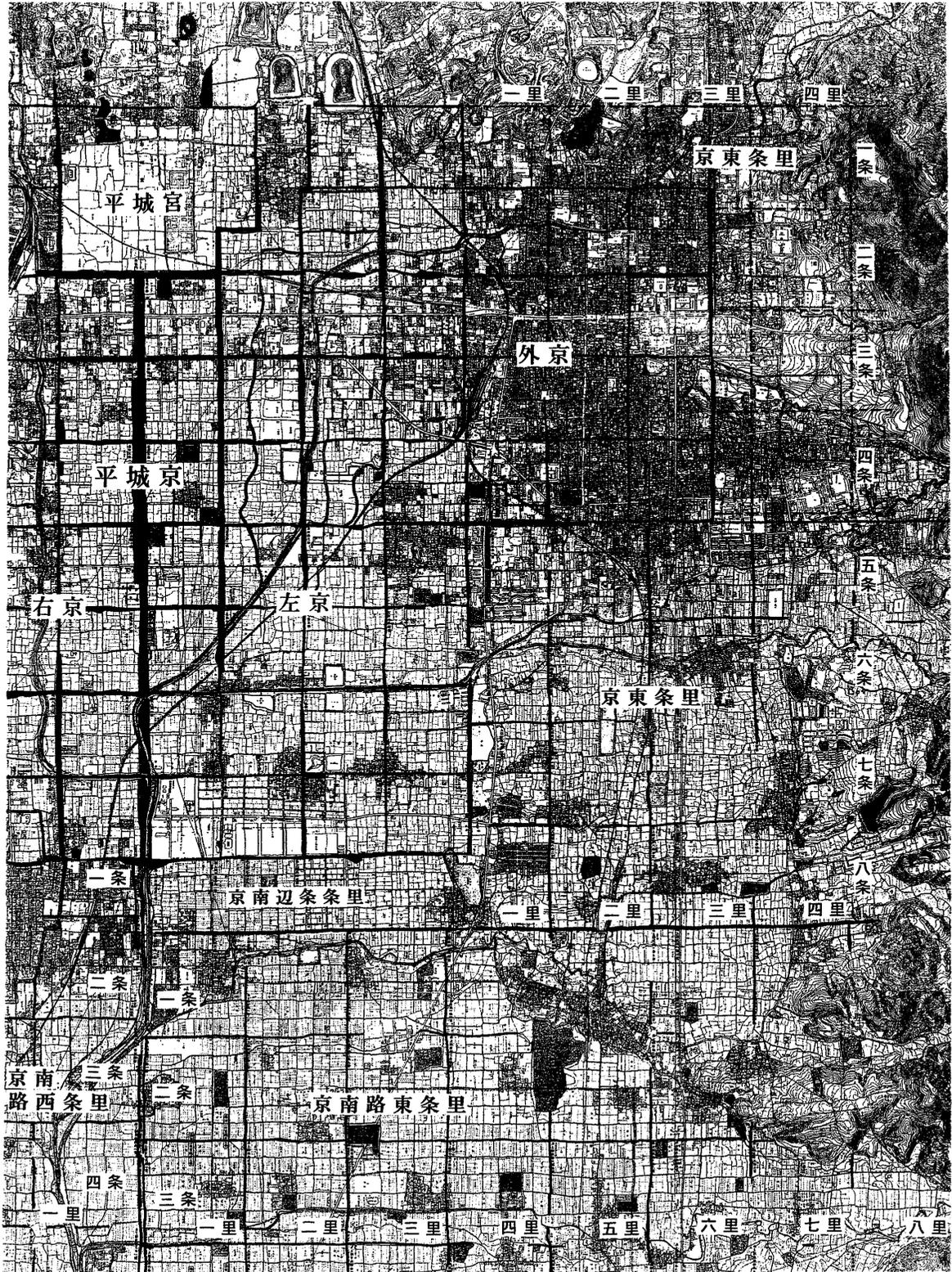


图4 平城京左京の条坊と周辺の条里 1 : 40,000



図5 京南辺条条里と周辺の遺存地割 1 : 25,000

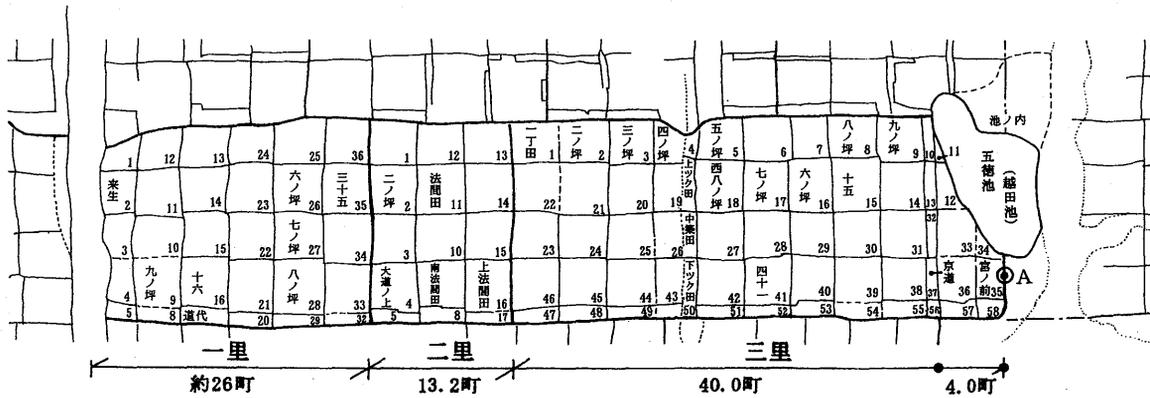
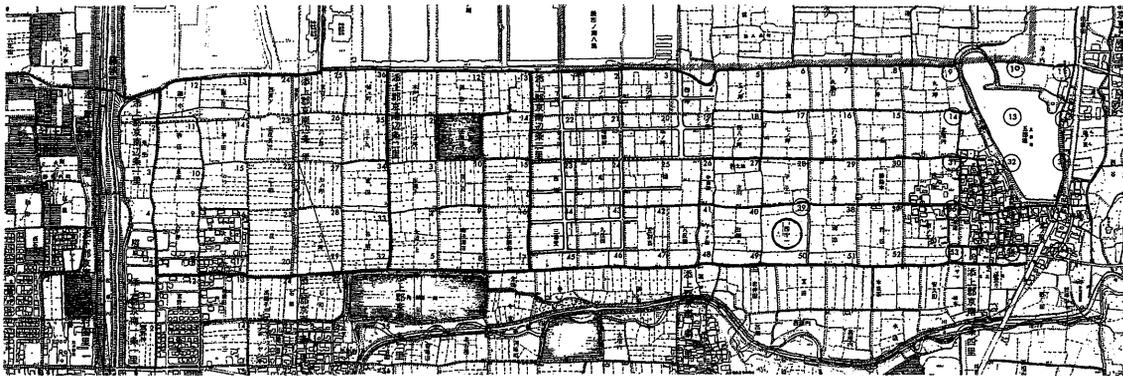


図6 京南辺条条里とその復元

いる⁽¹²⁾。

この点は、今回、下層から条坊遺構が発見されたことにより、完全に裏づけられたといえるだろう。平城京の設定にともなって設けられた区画とは、九条以北の条坊と一体的に施工された「十条」条坊にほかならず、条坊廃絶後にそれを耕地化したことが、特殊な条里区を生んだ理由だったのである。山川・佐藤両氏が述べるとおり、京南辺条条里は、まさしく「十条」条坊の耕地化された姿として捉えることができる。

こうして、従来必ずしも明確ではなかった京南辺条条里の成立過程が判明した意味は大きい。当該地域だけに、大和統一条里とも平城京条坊とも異なる特殊な地割が形成された事情が、無理なく理解できるようになったわけである。筆者自身、下三橋遺跡の調査成果の第一報に接したときに、この点についての長年の疑問が氷解する思いがしたことが想起される。

(3) 「十条」条坊の施工範囲

同時に、この「京南辺条条里 = 『十条』条坊の耕地化」という認識は、条坊が施工された範囲に関しても、重要な手がかりを与えてくれる。くりかえしになるが、こうした特殊な条里は左京の南辺にしか認められず、それより南や右京の九条の南方には、大和統一条里が厳然として存在している。平城京とその周辺の可耕地で大和統一条里が確認できないのは、基本的に、先述の条坊地割が遺存する範囲と京南辺条条里区に限られるのである。そして、後者が生まれた原因も条坊の施工に求められる以上、平城京条坊の施工範囲は、大和統一条里が遺存しない地域とほとんど一致するといつてよいことになる。

とすれば、平城京の造営が、すでに存在した大和統一条里を覆うかたちでおこなわれた点とあわせて、現在、大和統一条里が広がる右京南辺には、条坊が施工されることはなかったと考えざるをえないだろう。「十条」条坊は左京域だけに限定して施工され、それがほどなく廃絶したのちに、京南辺条条里が成立したとみるのが至当である。

したがって、「十条」条坊が右京域を含めて全面に施工されたとする見解もみうけられるが、条里との関係において成立しがたいと思う。少なくとも現段階で、右京域にも施工されたと主張するためには、その耕地化によって生まれた特殊な条里区が左京域にのみ存在し、右京域に認められない理由について、合理的な説明が必要となる。今のところ、筆者にはそれが可能だとは思えないが、最低限、この点への言及なくして、右京「十条」の存在を主張することはできないはずである⁽¹³⁾。

(4) 「十条」条坊の耕地化と2種類の条里

ただし、平城京「十条」条坊の施工範囲が、すべて京南辺条条里区に含まれるわけではない。事実、十条大路を含む左京「十条」南端の坪は、南寄りの部分が幅約70mにわたって大和統一条里で覆われており、これに北接する京南辺条条里の南端の行は、南北が約35mしかない、きわめて不完全な形状を呈している。

先述のように、こうした状況を、山川・佐藤両氏は、京南辺条条里の施工後、その南端

にオーバーラップするかたちで一般条里が施工されたため、それより南の地割が消滅した結果と考えた。つまり、

「十条条坊 → 京南辺条条里（特殊条里）→ 大和統一条里（一般条里）」
という施工順序を想定したのである。そして、この結果をもって、大和全域における条里地割施工の年代に重要な示唆を与えるものと位置づけている。

けれども、両氏の判断には問題があると思う。たしかに、十条大路の路面が、早い段階で、現在とは形状や水利を異にする小区画の水田とされたことは事実であろう。しかし、だからといって、それを大和統一条里に先行する京南辺条条里と断定できるわけではない。現存する大和統一条里も、長い年月にわたり維持されてきた過程で、区画の再編や水利の変更がおこなわれることは、しばしばありえたからである。とすれば、「十条」条坊の南端部分が、京南辺条条里の施工を経ることなく、条坊の廃絶後に直接、大和統一条里へと移行した可能性も十分に想定できるはずである。

（5）大和統一条里と平城京条坊の先後関係

また、先に触れたように、「大和統一条里 → 平城京条坊」という先後関係は動かしがたいと考える。実際、平城京を間にはさんで遠く隔たっているにもかかわらず、京北条里と京南路西条里が一連の地割体系に則っていること、京南路東条里の一条が南北6町の幅を完全にそなえているのに対し、右京南辺に接する路西条里の一条が、条の北半を欠く南北約3.3町幅のきわめて不完全なありかたを示す⁽¹⁴⁾理由は、そう考える以外に説明がつかない。つまり、先行して存在した条里地割の上に平城京が造営されたために、京北条里と京南路西条里が分断され、条里地割としては甚だ中途半端な位置に右京の南辺が設定された、とみるほかはないと思う⁽¹⁵⁾。

加えて、京東条里の二～四条の低平地の大部分が平城京外京に含まれ、京の造営後にその外側にことさら条里地割を施工すべき積極的な理由が認められない点や、一条の外京北辺に接した部分に痕跡的に条里地割が残る事実⁽¹⁶⁾（図3）、さらに京東条里の主体をなす五～八条の条里自体が、平城京条坊と整合的な関連をまったくもたないこともそれを裏づける。井上氏が詳細に論じたように、これらはすべて、すでに施工されていた大和統一条里の上を覆って、あらたに平城京の条坊地割が施工されたと考えたとき、はじめて理解できるのである⁽¹⁷⁾。

（6）京南辺条条里と大和統一条里の先後関係

すると、「十条」条坊を耕地化した部分の、京南辺条条里と大和統一条里の関係はどのようなだろうか。

まず、両者の坪の割り付けや呼称法が異なる点を、施工の時期差とみることについては異論がない。同時施工であれば、あえて微妙に坪の割り付けを違い、別の呼称法をとらなければならない理由を見出しがたいからである。しかし、京南辺条条里の南端の行が、南北に短い不完全な形状を呈するという事実を、大和統一条里によって消されたという結論

に結びつけるのは誤りだと思う⁽¹⁸⁾。

大和統一条里の上に左京「十条」を含めて平城京条坊が施工されたことにより、京南路東条里の一条の北端の行は、坪の約2/3にあたる北側の約70mを「十条」条坊にとりこまれ、本来の形状を大きく損なうことになったはずである。ところが、その後、左京「十条」条坊は早い段階で廃絶してしまう。問題となるのは、そこを耕地化して条里を再施工したさいの順序である。

京南辺条条里区が、天平宝字5年(761)に山階寺(興福寺)と法華寺に施入された計50町の「京南田」の所在地であることは先に述べた。「京南田」と見えることから、少なくとも、施入の時点ではある程度耕地化していた可能性が高いと思うが、それが「十条」条坊廃絶後のどの段階でおこなわれたかは明らかでない。この点は、条坊施工から施入までの期間、当該地域がどのように使われたのか、という問題にも関わってくるけれども、当然、条坊の廃絶と京南辺条条里の施工の間に、一定のタイムラグが存在したことは考えられるだろう。

一方、条里の本質が口分田の班給にあり、そのためには、同一規格の耕地をできるだけ確保することが、律令国家として重要な課題であったのは言うまでもない。とすれば、左京「十条」条坊の廃絶後、その施工によって甚だ不完全な形状となった路東条里の一条の北端の行だけを、とりあえず本来の幅に復旧する、という措置が早い段階でおこなわれたとみて支障はないのではないか。そして、ある程度の年月を経たのち、残りの部分、つまり左京「十条」条坊のうち、旧状に復した路東条里一条より北の部分に、京南辺条条里が施工されたものと想定する。

そのさい、京南辺条条里を施工するための南北方向の起点は、大和統一条里に覆われた十条大路側ではなく、九条大路側におかれたはずである。そして、そこから南へ向かって順次設定された結果、路東一条に接する京南辺条条里の南端の行は、南北が約35mしかない不完全な形状を呈するにいたったものと推定される。こう考えることで、左京「十条」の南端部分が大和統一条里、その北側が京南辺条条里に覆われるにいたった経緯は、きわめて整合的に理解できると思う。

これに対して、京南辺条条里の施工後、その南端部分が大和統一条里で消されたとみた場合、坪の規格自体にさほど違いがないにもかかわらず、あえて既存の京南辺条条里を一部こわして大和統一条里に付け替えたことになる。はたして、そこまでする必要があったのだろうか。おおいに疑問である⁽¹⁹⁾。むしろ、京南辺条条里区が、勅により興福寺と法華寺に施入された特別な地域であることを勘案すると、考えがたいと思う。

また、大和統一条里(京南路東条里)の設定が京南辺条条里より遅れるとした場合、後者の条里を損なわずに、路東一条の起点を京南辺条条里区の南端におくことも可能だったはずである。あるいは京南路西条里にしても、中途半端に条の北半を欠落させることなく、右京南辺を起点に、路西一条から完全なかたちで設定することは容易にできたであろう。

それらがなされなかった理由も問われることになる。

加えて、施入された「京南田」50町が、現在の京南辺条二里（法華寺への施入地と推定）と三里（興福寺への施入地と推定）を合わせた面積にほぼ匹敵するとみられる⁽²⁰⁾（図6）点も注目される。これは、天平宝字5年（761）の段階ですでに、京南辺条条里区が、南端の行の約2/3を欠く現在のかたちで存在し、その二里と三里のほとんどが施入されたことを強く示唆するものにほかならない。

一方、山川・佐藤両氏のように、当初は南北が5町分の完全な姿であったこの条里区が、施入後の大和統一条里の施工で南端部を失ったとみると、施入時の京南辺条条里区の面積が、「京南田」50町と大きく乖離してしまうことになる。勅施入の京南辺条条里区より大和統一条里を優先する理由を見出せないこととあわせて、やはり無理な想定ではなかろうか。京南辺条条里は、大和統一条里が「十条」南端部に一部復旧されたのち、それと重複しないかたちで、残りの「十条」部分に施工されたとみるべきだと思う⁽²¹⁾。

以上、当該地域における2種類の条里と条坊の先後関係は、

「大和統一条里 → 左京『十条』条坊 → 大和統一条里の一部（路東一条北端の行）復旧 → 京南辺条条里」

と判断するのが至当と考える。

3. 羅城・羅城門と平城京の当初設計

次に、羅城と羅城門の問題をとりあげよう。羅城門の造営年代を直接示す手がかりは少ないが、それにとりつく羅城は、「十条」部分の東一坊大路西側溝の埋没後に構築されていることから、羅城の建設がある程度遅れることは間違いない。問題は、その年代と羅城が設けられた範囲である。

(1) 羅城・羅城門の造営年代

羅城の築造年代について、山川・佐藤両氏は、羅城に葺かれたとみられる平瓦がすべて一枚作りであること、羅城門周辺の発掘調査で出土した瓦（軒瓦）が型式上750年代と考えられていること、史料上の羅城門の初見が天平19年（747）であることを根拠に、750年前後と推定した。

しかし、平瓦や軒平瓦の一枚作りは、平城宮軒瓦編年の第Ⅰ期（略年代は708～721年）のうちには出現しており⁽²²⁾、羅城の築造をそこまで遅らせる理由にはならない。

また、羅城門周辺の発掘調査（第2次・第3次調査）で出土した軒瓦（図8）は、軒丸瓦21点・軒平瓦9点にすぎず、点数にくらべて型式数が多いことが指摘されている⁽²³⁾。当該報告書では、このうち軒丸瓦6316型式－軒平瓦6710型式の組合せを想定し、750年代を目安とするものと考えた。その後の検討によっても、出土量が最も多い軒丸瓦6316B（6点）と軒平瓦6711A（4点）は、軒丸瓦6316D（3点）・6316I（1点）、軒平瓦6710C（1点）とともに、第Ⅲ期後半（略年代は749～757年）から第Ⅳ期前半（同じく757～767

年)に位置づけられている⁽²⁴⁾。

ところが、実際には、報告書が明記するように、上に挙げた型式・種は、第3次調査の6316D 1点を除くと、すべてが第2次調査で集中的に出土したものであり、その位置は、羅城門本体ではなく、九条大路を隔てた北側の、朱雀大路に面した西側築地周辺である(図7)。つまり、上記の瓦を羅城門の所用瓦と認めることはできず、これをもって造営年代を示す資料とするのは不可能なのである⁽²⁵⁾。

むしろ、その意味で羅城門の所用瓦に関して参考となるのは、基壇本体を確認した第3次調査の出土状況であろう。注目されるのは、軒瓦11点のうち、羅城門基壇の掘込地業の西約14.5mに位置する朱雀大路西側溝から、軒丸瓦6284C 4点がまとまって出土していることである。これらは、近接して出土した軒丸瓦6304L(2点)とともに、第I期に位置づけられており、そのほかの軒丸瓦6285A(1点)・軒平瓦6694A(1点)を含めて、軒瓦の大半が第II期(略年代は721~745年)までにおさまる。本稿では、平城宮中央区大極殿の所用瓦でもあるこの6284Cが、羅城門に葺かれた可能性を想定しておきたい。

なお、史料に関しては、そもそも羅城門(「京城門」)のことが見える記事自体がきわめて限られており、天平19年(747)6月のほか、天平勝宝6年(754)2月(『唐大和上東征伝』)、宝亀8年(777)4月、同10年(779)4月の4回を数えるにすぎない。このうち天平勝宝6年と宝亀10年の記事は、入京する鑑真と唐使を迎えたときのものだが(後者の迎接の場所は「京城門外の三橋」)、それらの記述から、羅城門が少なくとも天平19年(747)に存在したことは間違いない。

一方、これ以外の、羅城門やその近辺における外国使節迎接の記録としては、和銅7年(714)12月に、入京した新羅使を三椅(橋)に迎えたと見える程度である。この記事に羅城門は登場しないが、宝亀10年と同じ「三椅(橋)」で迎接している事実とあわせて、当時、羅城門が存在しなかったと断ずることはできないだろう。まして、造営を750年頃まで下降させる理由とはなしえない。羅城と羅城門が一連の施設として、天平19年(747)にはすでに存在し、建設がそれをかなり遡る段階でおこなわれた可能性は十分に考慮する必要があると考える。

(2) 羅城の範囲

また、山川・佐藤両氏は、2条の掘立柱列からなる羅城が東一坊大路東側溝の手前でとぎれ、そこから120m東の調査区でも柱列や濠などの羅城関連遺構が検出されなかったことから、羅城が築かれた範囲を、羅城門の東西各1坊分(総延長1km余り)と想定した。

たしかに、この東一坊大路と西一坊大路の間の部分は、遺存地割でも明瞭に南への張り出しを認めることができ、上記の構造の羅城がこの範囲にのみ建設された点については異論がない。しかし、それより外側に羅城が築かれなかったと断定するのは早計ではなからうか。東京極に近い五徳池西側における発掘成果(図9)を再検討し、京の南面全体にわたって、平安京と共通する築地形式の羅城の存在を論じた井上和人氏の復元⁽²⁶⁾(図10)

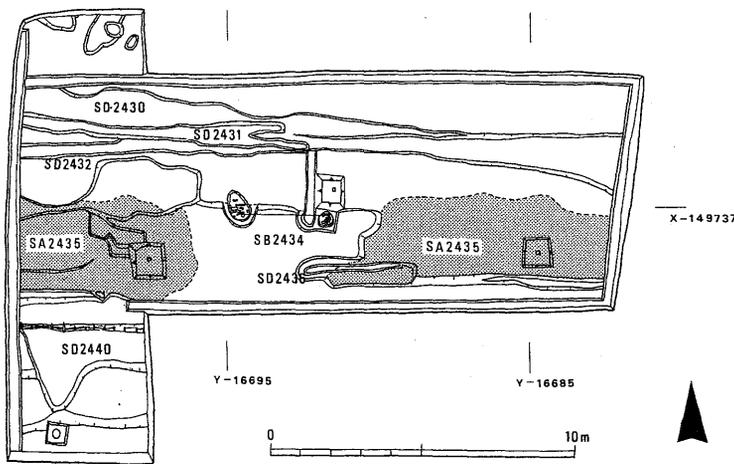
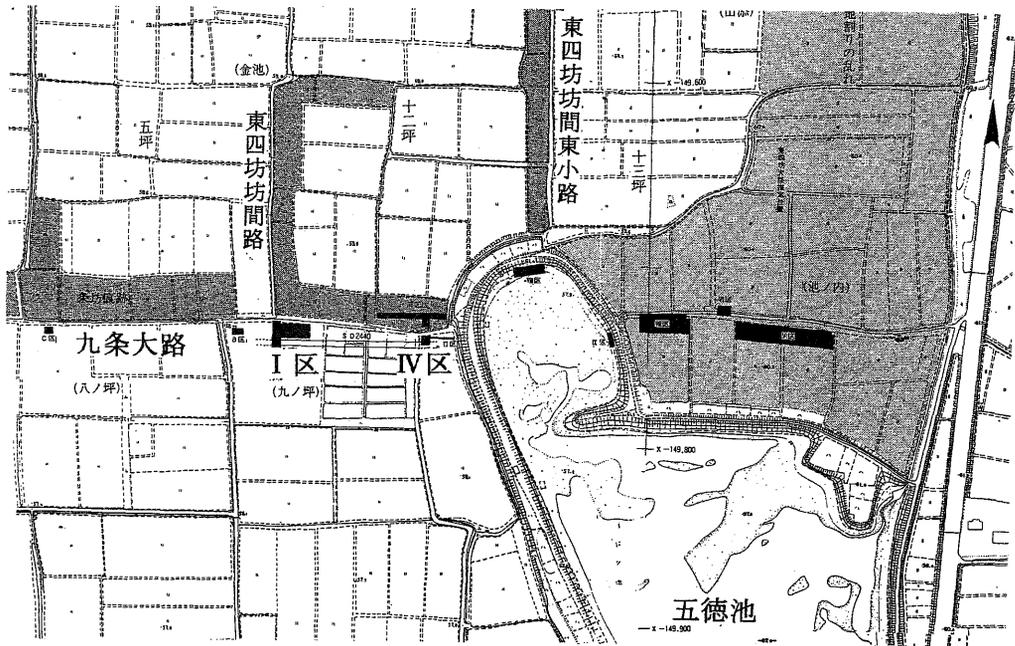


図9 左京九条四坊の羅城遺構

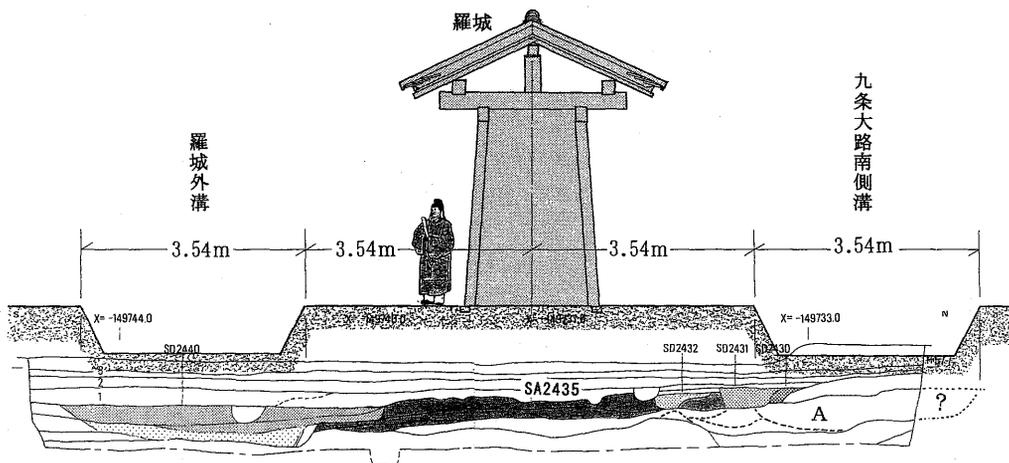


図10 羅城の遺構断面とその復元

は、簡単には否定しえないと考える。

とすれば、羅城門の左右各1坊分だけは、掘立柱・瓦葺でおそらく外側の柱通りを板材で閉じる単廊形式の羅城が南に突出して設けられ、その東西には、これから屈折して築地形式の羅城が続いていた可能性も残るのではないか。いずれにしても、羅城にかかわる調査例自体があまりにも少ない現状で、当該部分の羅城の存在を完全に否定するのは武断に過ぎると思う。今後、さらに調査成果を積み重ねることによって、その実態を明らかにしていくことが肝要であろう。

(3) 平城京の当初設計

以上、平城遷都当初は左京の南辺に「十条」部分の条坊が設けられ、その東一坊大路西側溝の埋没後に、今回確認した羅城の建設がおこなわれたことは事実である。だが、これをもって、平城京が「十条」までの姿で造営されたのち、九条に変更され、その南端に羅城や羅城門をおく計画が立てられたとみるのは正しいのだろうか。

前述のように、少なくとも条里との関係からは、右京の南辺に条坊が存在した徴証はまったくなく、「十条」部分の条坊施工は左京南辺に限定されたものと考えざるをえない⁽²⁷⁾。よって、この部分を京城とみると、京の正面に当たる南面が左右非対称のかたちで設定されたことになる。もとより、平城京自体が左京の二条～五条に外京とよぶ張り出しをもち、平城宮にも東張出部が存在するので、非対称であること自体はとくに異とするにあたらないが、重視する必要があるのは、平城宮や九条までの平城京も、こと南面においては左右対称の原則を堅持していた点である。すると、都の正面をあえて非対称の設計としたのだろうか、という強い疑問が生じる。

また、「十条」部分の建物の密度はひじょうに希薄であるとともに、坪の一部を集約的に利用したありかたを示しており、そこが九条以北のように一般の宅地として班給されたかどうかは甚だ疑わしい。条坊が施工されたとはいえ、この部分を京内と認識していたとは限らないのではなかろうか。九条までの京城にかかわる史料が多数存在するのに対し、「十条」の存在を示す史料が皆無である⁽²⁸⁾ことも考え合わせると、むしろ、京城として設定されたのは九条までであって、左京の南辺にのみ、条坊を施工した特別な地域が付加されたとみるべきだと思う⁽²⁹⁾。しかし、結局、それは廃棄され、大部分は京南辺条条里区として興福寺と法華寺に施入されることになる。

したがって、羅城や羅城門の造営年代がある程度下降するとしても、京城は当初から九条であって、その南端に羅城と羅城門をおく計画自体も平城遷都の時点まで溯るとみて、別段支障がない。平城宮を囲む大垣でさえ、遷都後1年半を経てなお未完成であったことを勘案すれば、それらの建設が遅れることは当然ありえたからである。

また、平城京の形態には、唐の都であった長安城との共通点が数多く認められ、その成立にさいして、長安城が決定的な影響を与えたことは確実である。もちろん、前代の藤原京から連続する要素もそなえており、平城京は長安城と藤原京をわが国なりに止揚した都

城であったといえるが、平城遷都にあたって構造上変化した部分は、明確に長安城への指向を示しているのである⁽³⁰⁾。

この点は、朱雀大路⁽³¹⁾や羅城・羅城門に関しても例外ではない。道路としての実用性をはるかに越えた規模をもつ朱雀大路や、その南端近くの羅城に開く京内最大の羅城門は、明らかに長安城の朱雀大街（朱雀門街、朱雀街）や明德門を受けつぎ、対外的にも国家の威容を誇示する舞台装置として建設された⁽³²⁾。それらは、藤原京では望むべくもない景観であり、同時に、新都にとって不可欠の要素であったはずである。平城遷都が藤原京の問題点を克服するための手段としておこなわれた以上、遷都の要因は、こうした両京の相違点にこそ示されるからである。

よって、平城京の当初設計に羅城門の計画が存在しなかったとは考えがたい。そして、それが羅城とともに、京の内外を画する象徴的建造物としての機能を果たしたとすれば、外側の「十条」部分は京外とみなされていたと判断せざるをえないと思う。近年、外京を除く九条までの平城京の平面自体が、長安城を正確に1/2の長さに縮小して90度回転させた設計とみられるようになった⁽³³⁾点とあわせて、左京「十条」をそのまま京城の広がり結びつけることはできないだろう。

平城京の京城はあくまでも九条として設計され、その南面に羅城と羅城門をおくことが当初から予定されていたものと推断したい。

注

- (1)大和郡山市教育委員会・元興寺文化財研究所『下三橋遺跡第1次発掘調査現地説明会資料』2005年。同『下三橋遺跡第2回現地説明会資料』2006年。大和郡山市教育委員会「平城京十条・羅城の謎を探る」第11回こおりやま歴史フォーラム資料、2007年。山川均・佐藤亜聖「下三橋遺跡の発掘調査について—古代都市平城京に関する新知見—」『条里制・古代都市研究』第22号、条里制・古代都市研究会、2007年。
- (2)大和郡山市教育委員会・元興寺文化財研究所『下三橋遺跡第3回現地説明会資料』2007年。
- (3)条間北小路など、大路以外の条坊道路の呼称は、井上和人の提言に従う。井上和人「都城の定型化」『季刊考古学』第22号、雄山閣出版、1988年。
- (4)本稿は、2007年12月15日の都城制研究集会第2回シンポジウムのために作成した原稿をほぼ踏襲し、その後刊行された山川均・佐藤亜聖両氏の論文（山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」『日本考古学』第25号、日本考古学協会、2008年）をうけて、一部に手を加えたものである。また、原稿の根幹となる部分は別に発表した（小澤毅「平城京左京『十条』条坊と京南辺条条里」『王権と武器と信仰』同成社、2008年）。内容自体に大きな変化はなく、両氏の論文に対する疑問や反論は、以下、注のなかで触れることにする。
- (5)シンポジウム当日の山川・佐藤両氏の資料では「平城Ⅰ型式からⅡ型式」と記述されていたため、本表記のように改めてほしいと申し入れた。また、その後刊行された論文（山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4）では、「平城Ⅰ期からⅡ期」となっている。しかし、奈良文化財研究所による土器の大

別とその呼称は、あくまでも「平城宮土器Ⅰ・Ⅱ」という方式であり（小笠原好彦・西弘海「平城宮Ⅰ～Ⅶの大別」『平城宮発掘調査報告Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報第26冊、1976年。巽淳一郎「平城宮土器の大別」『平城宮発掘調査報告ⅩⅢ』奈良国立文化財研究所学報第50冊、1991年。各年度の『奈良文化財研究所紀要』例言など）、この種の用語に関しては正確を期していただきたいと思う。

- (6) 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、403～532頁（初出1994年）。
- (7) 木全敬蔵「条里地割の計測と解析」『奈良県史』第4巻 条里制、名著出版、1987年
- (8) 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注6、403～532頁。
- (9) 大和統一条里の坪の辺長が平均して約109mであるのに対し、京南辺条里のそれはやや小さく、しかも坪の東西と南北の幅が不揃いである。後者の辺長を、条坊の1坊分（約532m四方=1500大尺）を5分割した300大尺とみる山川・佐藤両氏の見解は基本的に妥当と考えるが、実際にはかなりのばらつきがあり、必ずしも両氏が言うような106.4m四方に揃っているわけではない（狩野久「大和条里の計測（続）」『奈良国立文化財研究所年報1976』奈良国立文化財研究所、1976年）。とくに、下ツ道から東へ8町分（京南辺条二里の西2行まで）は、規格において差があるはずの大和統一条里（京南路東一条一里・一条二里）と南北方向の坪界線が一致しており、坪の東西幅に差は認められないのである（図5・6）。

なお、上記の300大尺が条坊の1坊分の1/5に該当するというのは、あくまでも寸法上の一致であって、これをやや上回る大和統一条里の辺長も、本来は300大尺を基本とし、それに畦畔・水路用地を加えた設定であったと推定される（木全敬蔵「条坊制と条里制」『季刊考古学』第22号、雄山閣出版、1988年）。したがって、筆者は、条坊の1坊を5等分することで京南辺条里が成立したと認めているわけではない。事実、条坊の設定が条坊計画線（大部分は道路心）を基準とするのに対し、条里の設定は、基本的に、九条大路などの道路部分を除外するかたちでおこなわれているのである。この点に関して、両氏には誤解があるようなので（山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、94頁）、断っておく。

- (10) 岩本次郎「平城京京南特殊条里の一考察」『日本歴史』第387号、吉川弘文館、1980年
- (11) ただ、「京南辺条里」や「京南特殊条里」と呼んだ場合、あたかも右京を含めた平城京全体の南辺に存在するかどうかのとき印象を与えかねない点が危惧される。史料の表記は尊重すべきだが、「京南辺条」「辺条」と見える事例に限られており、「京南一里」「南一条」など、それ以外の表記も存在することを勘案すれば、「（平城京）左京南辺条里」と呼ぶほうが問題が少ないかもしれない。そうすることで、右京南辺にはなく、左京の南辺にのみ存在するという実態は、より明確に示されるだろう。
- (12) 岩本次郎「平城京京南特殊条里の一考察」前掲注10、井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注6、241～285頁（初出1998年）。
- (13) 山川・佐藤両氏は、「十条」条坊の施工範囲が左京域に限定される、という筆者の見解を「仮定的な前提」と評し、「都城の設計に際し、正面観を整える点」を肯定する以上、十条条坊は右京側にも施工されていたと見るしかない」と断じた（山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、99頁）。しかしながら、私見は、右京の南辺には左京のそれとは異なり、大和統一条里が厳然として存在するという事実に基づき、理由を挙げて右京「十条」条坊の施工を否定したものであって、正否はともあれ、これを「仮定的な前提」としか把握しないのは正当な姿勢とはいえない。逆に、両氏が挙げたような理由が、右京「十条」の存在を示す根拠とな

りうるのか、はなはだ疑問である。右京「十条」が存在したと断ずるためには、本文で指摘した条里との関係について、まず合理的な説明が必要であろうし、さもなくば、実際に遺構として確認されるのを待つしかないのではないか。

(14)ただし、右京南辺の路西条里が平城京造営後にまったく改編を受けなかったわけではない。南京極に接する路西一条の北端の行とその南の行を分ける坪界線は、本来の位置から北へ移動し、後者の南北幅がほかより広がっている。これは、路西条里の起点となる北端の行の南北幅を通常の規格にするための措置ともみられるが、そうした改編が認められるのはこの部分にかぎられ、路西一条全体が再編された形跡はない。

(15)井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注6、403～532頁。

(16)岩本次郎「平城京と京東条里」『古代史論集 上』塙書房、1988年。氏の論証によって、平城京外京が一条から存在したとする説は完全に否定され、二条から五条までの計12坊分であることが確実となった。

(17)もちろん、現存する大和統一条里は、その施工が11世紀以降に降る事例も報告されているように、すべてが平城京以前に溯るわけではない。しかしながら、今回の調査地の一部も含めて、それらはあくまでも大和統一条里の地割がおよんでいなかった地域での局地的な条里施工と理解すべきであり、条里の設定年代自体を下降させる理由とはならない。本稿で引用したように、平城京が大和統一条里の上に造営されたことや、数々の史料が示すとおり、8世紀の時点で条里が広く存在していたことは、疑問の余地がないからである。また、律令国家を除いて、奈良盆地全域にこうした統一的規格の条里を構築する必要があったとは思われないし、それを可能にした営力の存在も認めたい。年代的に降る整備事例は、耕地の増大をもたらしたことを含めて重視する必要があるが、先行する大和統一条里の設定には、それをはるかにしのぐ画期的な意義が存在したはずであり、両者の評価を逆転させるのは本末転倒以外の何ものでもないと思う。

ちなみに、山川・佐藤両氏は、下三橋遺跡の「十条」条坊を含めて、平城京の下層から明確な条里遺構が検出されていないことを理由に、平城京に先行して大和統一条里が存在したとする仮説は成立しがたい、という意味の発言をしている（山川均・佐藤重聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、94頁）。しかし、井上氏や筆者は、何も平城京の下層の全面にわたって、隙間なく条里水田が広がっていたと考えているわけではない。地形や水利上、水田化が困難な場所では、当然のことながら、施工は見送られたであろう。加えて、都城の造営が、しばしば大がかりな地形の改変をとともうのものであったことは数々の事例が証するとおりであり、水田関係の遺構が存在したとしても、すべてが地下に痕跡をとどめているとはかぎらない。また、洪水に対して比較的安定した地域で、地表面の上昇が少なく、水田区画が長期間踏襲されていくようなケースでは、施工当初の畦畔や水路を遺構として識別するのはまず不可能ではなからうか。もとより、存在したということを証明するには、一例でも確認されればこと足るのに対し、存在しなかったという証明はきわめて難しいのだが、現在、それと確定できる遺構が検出されていないという理由で、平城京に先行する条里が存在しなかったという結論を下すのは、あまりにも短絡的だと思う。

事実、規則的に設定された平城京の条坊のなかにあつて、海竜王寺の寺域の東辺を限る東二坊大路は、当該部分から北だけが変則的に条坊計画線から50m以上東に偏し、屈折を余儀なくされている。こうした措置がとられたのは、平城京造営前から存在していた寺地を確保するためと理解されてきたが、その海竜王寺の寺域の東限および北限とみられる築地塀の位置は、正しく大和統一条里の地割と合致するのである（井上和人『古代都城制条里

制の実証的研究』前掲注6、403～532頁)。したがって、これもまた、平城京造営前の段階ですでに大和統一条里が施工されていたことを示す証左と考えざるをえないだろう。

むしろ、両氏が「地下遺構から直接的に物証を得る考古学的研究」が「より広域な範囲を対象とする研究においては歴史地理学的研究に一步譲る」ことを認め、「その点においてわれわれは謙虚であるべきだ」(山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、101頁)と述べていることを評価したい。まさしく、平城京が大和統一条里の上に造営されたというのは、そうした歴史地理学的な広い視野に立ち、両者の関係を総合的に検討したうえで得られた結論にほかならないのである。そして、それは決して、両氏が危惧するような、遺構・遺物から乖離したものではないことを付言しておこう。

(18) そもそも、この部分の大和統一条里の下から、京南辺条里の遺構が見つまっているわけではない。現存する路東一条の条里のうち十条大路以北には、先行して条坊遺構が存在した事実が明らかになったが、京南辺条里が現状より南へ、つまり大和統一条里の路東一条にまで広がっていたことを示す証拠は皆無なのである。山川・佐藤両氏の「今回の発掘データに依拠すれば、地割の順序としては十条条坊→特殊条里→一般条里となる」(山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、94頁)という発言は、事実に立脚したのではなく、京南辺条里の南端の行が不完全な形状を呈することに対して、彼らが下した解釈にすぎない。

(19) 区画の再編成には多くの労力と経費を要するが、それらを投じて一辺106m強の坪を約109mの坪に編成し直すことに、どれほどのメリットがあったというのだろうか。方位や起点を同じくする両者において(京南辺条里と路東条里の西端は一致している)、坪の辺長をわずか3mほど延ばすことに、ほとんど意味はなかったと思う。事実、この程度の差は、大和統一条里の各条における坪の辺長のばらつきのなかに完全に埋没してしまうのである(木全敬蔵「条里地割の計測と解析」前掲注7所収の「辺長のヒストグラム」参照)。

なお、こうした評価は、かつて提唱されたような、一辺約106mの代制地割から約109mの条里制地割への変更を想定する説に対しても同様に適用できる。それら微々たる区画規模の変更であっても、畦畔・水路の全面的な付け替え工事が必要となるが、莫大な経費と労力を費やす一方で、得られる利益はないにひとしく、またあえてそれをおこなう政治的な理由も認めがたい(木全敬蔵「条坊制と条里制」前掲注9)。事実に照らしても、現存する条里地割に先行して、わずかに辺長を異にする同一方位の代制地割が別に存在した徴証はまったくないというべきであろう(井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注6、403～532頁)。

(20) 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注6、241～285頁。

(21) ただし、大和統一条里ではなく、それとは微妙に規格の異なる条里を施工した理由は不明とせざるをえない。もっとも、こうした違いが施工の時期差に起因する可能性が高いことは先に述べたとおりで、「十条」条坊の廃絶後、早い段階で路東一条北端の行の復旧がおこなわれ、さらにある程度の年月を経たのちに京南辺条里が施工された結果として、何ら矛盾はない。ちなみに、山川・佐藤両氏は、筆者が条坊以前に存在したとする大和統一条里と京南辺条里(特殊条里)の年代差を「最大限見積もっても20年」と述べるが(山川均・佐藤亜聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、94頁)、拙稿に対する明らかな誤読であろう。

(22) 毛利光俊彦・花谷浩「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」『平城宮発掘調査報告 XIII』奈良国立文化財研究所学報第50冊、1991年。奥村茂樹「梅谷瓦窯の瓦」『奈良山瓦窯跡群』京都府遺跡調査報告書第27冊、(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター、1999年。

- (23) 奈良国立文化財研究所編『平城京羅城門跡発掘調査報告』大和郡山市教育委員会、1972年。今回、奈良文化財研究所考古第三研究室の協力を得て確認したところ、報告書所載の型式別出土点数を一部改める必要があることが判明した。本稿で記す点数はその結果による。
- (24) 毛利光俊彦・花谷浩「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」前掲注22。
- (25) 井上和人氏の指摘による。
- (26) 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注6、241～285頁。
- (27) ただし、右京域にも「十条」条坊が存在した可能性は絶無ではない。ありうるとすれば、「十条」条坊の廃絶後、左京「十条」のうち京南辺条条里区となる部分は何らかの理由で耕地化されずにいる一方、右京「十条」には全域にわたって大和統一条里が復旧される、という経過をたどった場合であろう。とはいえ、現在判明している平城京条坊の施工範囲が、大和統一条里が遺存しない地域とほとんど一致するという事実をはじめ、この問題に関するさまざまな情報を総合的に判断すると、右京「十条」の存在を想定するのは、やはり現状では困難だと思う。
- (28) 奈良女子大学21世紀COEプログラム 古代日本形成の特質解明の研究教育拠点『平城京史料集成（二）一条坊関係史料一』2007年。
- (29) 引用の場合や道路呼称を除き、宅地班給をその本質とする条坊に関して、本稿では「十条」にすべて括弧を付してきたのはこの理由による。条坊の存在は京域を示す最大の指標ではあるが、その本来的使命があくまでも宅地班給にあった以上、そうした形跡が認めたいケースでは、条坊の存在をそのまま京域の広がり結びつけることはできないからである。ちなみに、筆者が、京の正面を左右非対称とする設計に疑問を投げかけたのは、あくまでも都市住民の居住空間たる京域に対してであって、たんに条坊を施工しただけの空間はその対象とはみていない。また、今後かりに右京で「十条」条坊が確認される事態が生じたとしても、それを京域と認める必要はないと考えている。山川・佐藤両氏が拙稿を「自己撞着」と評したのは（山川均・佐藤聖聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、99頁）、的を失っていると思う。
- (30) 小澤毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年、201～238頁（初出1997年）。小澤毅「古代都市」『社会集団と政治組織』列島の古代史 3、岩波書店、2005年。
- (31) なお、山川・佐藤両氏は、東一坊大路（の道路心）と京南辺条一里の西から5行めの東の坪界線が約40mずれることを根拠に、朱雀大路が十条まで存在したと論じている（山川均・佐藤聖聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」前掲注4、97～98頁）。左京「十条」条坊が施工されている以上、筆者自身も、朱雀大路が「十条」まで通っていたとみて支障はないと考えるが、両氏が挙げた理由は朱雀大路の存在を示す証拠にはならない。
- というのは、朱雀大路は下ツ道の約3倍の幅をもっているため、両氏が言うように、朱雀大路の道路部分を除外するかたちで京南辺条条里が施工されたとすると、その南北方向の坪界線は、下ツ道を基準にその道路幅を除いて施工されている大和統一条里とは、大きく食い違うことになるはずである。ところが、現実にはそうっていない。先に述べたように（前掲注9）、京南辺条条里の西端から東へ8町分（辺条二里の西2行まで）は、大和統一条里（京南路東一条一里・一条二里）と南北方向の坪界線が一致しているのである（図5・6）。そして、この路東条里の坪界線は、奈良盆地の南端にいたるまで連綿とつづいていく（図4）。したがって、東一坊大路道路心と坪界線の約40mのずれが朱雀大路の存在証明になるのであれば、朱雀大路は「十条」どころか、奈良盆地南端にまで通っていたことになってしまう。

もちろん、実際はそうではなく、九条大路の南は、朱雀大路の約1/3の幅員をもつ下ツ道の両側に路東条里と路西条里が広がっているわけだが、以上の事実から導くことができるのは、京南辺条里も路東条里と同じく、西側の起点は下ツ道にあり、その道路部分を除外するかたちで設定されている、という結論である。つまり、「十条」部分に朱雀大路が存在したとしても、少なくとも左京域のそれは、下ツ道の幅員を除いて、「十条」条坊廃絶後に施工された条里（京南辺条里と復旧された路東一条の条里）に完全に覆われ、その痕跡を地上の地割にはとどめていないと考えざるをえない。

よって、「特殊条里が朱雀大路の路面幅を除外して施工された」（同上、98頁）という山川・佐藤両氏の推定は明らかに事実と反するし、その理由として挙げられた「十条条坊の廃絶後、平城京は再び十条に戻される可能性があった」（同上、101頁）という想定もとうてい認めがたい。

(32) 今泉隆雄『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年、242～257頁。

(33) 井上和人『日本古代都城制の研究—藤原京・平城京の史的意義—』吉川弘文館、2008年、2～64頁（初出2005年）。

挿図出典

図1 関野貞『平城京及大内裏考』東京帝国大学、1907年、30～31頁 第3図。

図2 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、269頁 図19（初出1998年）。

図3 岩本次郎『平城京と京東条里』『古代史論集 上』塙書房、1988年、361頁 図3。

図4 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、495頁 図28（初出1994年）。

図5 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、507頁 図35（初出1994年）。

図6 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、259頁 図11、267頁 図18（初出1998年）。

図7 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、252頁 図7（初出1998年）。

図8 奈良国立文化財研究所編『平城京羅城門跡発掘調査報告』大和郡山市教育委員会、1972年、23～26頁 Fig. 18～21から抜粋。

図9 奈良国立文化財研究所編『市道九条線関係遺跡発掘調査概報（Ⅰ）』奈良市教育委員会、1983年、3頁 Fig. 3。

奈良国立文化財研究所編『市道九条線関係遺跡発掘調査概報（Ⅲ）』奈良市教育委員会、1985年、2～3頁挿図。

図10 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年、271頁 図20（初出1998年）。